

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月18日提出

市川市長 大久保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成２７年４月１日から施行されることに伴い、条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成２７年３月３１日

市川市長 大 久 保 博

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 27 号

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第 85 条第 3 項、第 86 条、第 182 条第 10 項、第 183 条第 2 項及び第 184 条を除く。）中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第 7 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 69 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第 6 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 84 条第 6 項第 1 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 84 条第 6 項第 2 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中

「第 8 4 条第 6 項第 3 号」を「第 8 4 条第 6 項」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 3 3 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 6 2 条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 6 5 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第 6 7 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 1 9 項又は第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「指定居宅サービスをいう」、「指定介護予防サービスをいう」及び「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第 8 条第 2 4 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第 8 0 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 8 0 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の

家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第65条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第81条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第82条中「、第41条」を削る。

第84条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のある場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第 8 4 条第 1 0 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 8 5 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(第 1 8 4 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 8 7 条第 1 項中「2 5 人」を「2 9 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「1 5 人（」の次に「登録定員が 2 5 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
2 6 人又は 2 7 人	1 6 人
2 8 人	1 7 人
2 9 人	1 8 人

第 9 3 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 1 0 8 条中「第 8 4 条第 6 項各号」を「第 8 4 条第 6 項」に改める。

第 1 1 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 1 3 7 条を次のように改める。

第 137 条 削除

第 150 条第 2 項中「第 10 号」を「第 9 号」に改め、同項第 9 号を削り、同項第 10 号を同項第 9 号とする。

第 154 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項並びに第 155 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 69 号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）とする。

第 155 条第 1 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 179 条第 2 項中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

「第 11 章 複合型サービス」を「第 11 章 看護小規模多機能型居宅介護」

に改める。

第181条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第182条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス（」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第184条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第185条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第186条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第187条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第188条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第191条第1項及び第192条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第193条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。